

## 第6回葛飾区都市計画マスタープラン策定委員会 議事概要

日時：平成22年11月5日（火）午前10時～12時

場所：ウィメンズパル 多目的ホール

出席者：別表参照

## 議事内容

## 1. 開会

事務局より、配布資料の確認を行った。

## 2. 委員長あいさつ

## 3. 新委員紹介（葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会代表）

## 4. 議事

## （1）前回意見等による都市計画マスタープランの修正について

事務局より、資料2「都市計画マスタープラン改定（素案）」の第4章までの追加・修正点および、今回新たに追加した第5章について説明を行った後、質疑及び意見交換を行った。

委員長  少し補足して欲しいのですが、P.31 河川の整備の所で、国のスーパー堤防事業について、事業仕分けで廃止との資料がありますが、最終的にはどのように扱うことになるのでしょうか。

事務局  今回事業仕分けで、廃止の判定がされていますが、国の中での検討としては、必要なところに重点的に投資していくという議論があり、その中で検討していきたいと聞いております。区としては単なる堤防強化だけでなく、低地帯が区全域に広がるという状態ですので、いざというときの緊急的な避難地となる視点もあるため、高台化した避難地が必要と考えています。スーパー堤防事業の廃止という状況を踏まえ、「スーパー堤防」という表現ではなく、高台化した避難地などの記述を強化した方がよいのかなど、記述のあり方についてご意見を頂きたいと思います。

委員長  都の河川部長の話では、国のスーパー堤防は揺れているが、都の事業としては続けていきたいとのことでした。こういった状況も踏まえながら、記述を考える必要があるかと思います。

A委員  以前他地域のスーパー堤防を見学しましたが、あれは一度にやらないといけない事業であると思いました。そうしないと、有事の際に、事業を行った分の水量が周辺に一気に流れてしまうことで、周辺の被害が大きくなるのが懸念されます。そのため、事業の有無により被害の差が拡大し、事業を行った所が得する状態なので、荒川の水域などは、全部に渡り、一度に工事をしないといけません。また、整備に伴う立ち退きについても、より条件のよいところに住めるようにすれば、立ち退きも進むのではないかと思います。難しいですが、スーパー堤防はできたらすばらしいと思います。

- 委員長 国が考えてきたスーパー堤防事業は、まちそのものをかさ上げし、その上に住んでもらうという事業であります。そのため、一方的な立ち退きではなく、新しい市街地整備と堤防強化を並立する事業であり、単なる立ち退きでないことが、時間がかかる要素となっています。また、全部が一辺に事業できることが望ましいが難しいです。
- B委員 スーパー堤防は素晴らしい事業ですが、ゼロメートル地帯に住む住人としては、現実的な避難所整備も大事だと思うところです。有事の際に、松戸まで避難するのは無理ですので、新小岩公園を盛土して水害に備えるなど、もう少し身近な場所に安全な避難所を確保するような取り組みを進めて欲しいと思います。
- 委員長 まちごと水害に強いまちにするという発想なので、そういう視点もあると思います。
- C委員 区画整理などの都市計画事業であればその表現でよいが、スーパー堤防という言葉は国の事業名なので、「護岸と堤防の一体的なまちづくり整備」など、もう少し表現を抽象的にするべきかと思います。国の制度変化に翻弄されるのはよくありません。海外では、オランダの親水性ある環境整備やイギリスのテムズ川沿いも、景観整備も含めて親水性の高いまちづくりを推進しています。地域性を活かした形で、河川と堤防背後のまちの一体的な整備を進めていけばよいと思います。
- D委員 区では、河川沿いにいろんな要素があるので、拠点から河川沿いに歩行者、自転車、商店街などをつなげて、レクリエーションや住環境整備のことが根本的に謳われていれば、スーパー堤防という言葉は使わなくても良いと思います。
- 委員長 スーパー堤防はバブルの時代に出てきた事業でもあり、このような状況になったことから、今回の都市マスでも記載の箇所により、表現や記述等は変えていく必要があると思います。
- 委員長 今回 P.91 に入れた、震災復興まちづくりの方針というのは、日本の自治体で初めて入れたものです。この中にも河川沿いで公園を高台化するなどの提案を入れており、言わばこれに連動するものです。どういう順番でやるかと言うのは簡単で、結局は地元の熱意が高いところから先に、反対が多いところが後回しにということに尽きます。将来的に、水害にも震災にも強いまちづくりを目指すのであれば、やはり何らかの表現をきちんとしておくことが大事です。そういうご意見を頂いたと思いますので、文言等は工夫して事務局で考えてください。
- 今回大きく変わったところが多い部分は、P.81 住宅・住環境の整備の方針あたりです。P.81 の のところの文言について、多世代コミュニティ形成の誘導とありますが、本文中は多世代コミュニティの形成という話になっています。多世代コミュニティの形成誘導とした方がよいと思います。
- P.83 の真ん中のところ、子育てしやすい住環境の形成ですが、前半も後半も「空間」なのですが、最後の2行のところは、「空間形成」ではなく、「環境形成」の方がよいと思います。空間という場だけの問題ではないと思いますので、表現について検討してください。

- E 委員 P.46 の環境と共生したまちづくりのところは非常に大事なところだと思いますので、ここに書いてある内容については是非徹底して実践して欲しいと思います。取り組みの主体には、現行都市マスの P.148 にある街づくり協議会や街づくり懇談会に入っていない団体もあるので、組み入れて街の声を吸い上げて欲しいと思います。
- 委員長 今のご意見の内容は、区民の役割というところにあるのですが、「区民の役割」というと表現が固いので、「区民が頑張ると、こういうことができる」というようなニュアンスの表現にして頂いた方がよいかと思います。
- C 委員 P.46 に 3 R の話が入ったのはよいと思います。内容ですが、(5) の資源循環への対応という項目の内容に、解体時の再資源化だけでなく、建設廃棄物の抑制のために「耐久性のある建物の再利用」という方向も入れて欲しいと思います。日本は不動産評価の問題もありますが、これからの環境の時代には、耐久性のある建物が指摘されることでもあるので、こういう言葉を入れて欲しいと思います。
- 委員長 P.82 に住宅の長寿命化の促進の項目があり、C 委員からは、今あるストックでも、良好なものは活用していこうというご意見であろうと思います。記述として、新しく作るものの住宅ストックの質を高める、今ある質の高いストックについては使い続けられる支援をする。また、改修その他については、福祉や防災、エネルギーなどの面での支援はありますが、これらを活用した住み続けるためのストック対策を書き加えても良いと思いますので、記述について検討して頂きたいと思います。
- P.89 (4) 震災復興まちづくりの目標で、新しく目標として5個加えてもらいましたが、記述を「プラン」でなく「目標」という表現のほうが良いです。

(2) 「第5章 実現の方策について(新規)」の内容について

次に、事務局より、地域別構想等への東京都から指摘のあった改正部分の説明後、第5章について質疑及び意見交換を行った。

- J 委員 P.113 の一番上、土地利用の方針で、「道路と鉄道の立体交差化を視野に合わせた」という表現はおかしい。東京都からの指摘ですか。
- 事務局 記述内容については、担当者が東京都と調整中ですが、表現としておかしいので修正します。
- J 委員 東京都の意見を聞くことも大事だが、区の立場から譲れないところの表現をしっかりとすることをお願いします。

- 委員長 P.106 や P.112 のところに、公園の高台化で水害対応する記述がありますが、この辺を緑・オープンスペースの形成と魅力ある川への整備方針のところに、より積極的に記述してもらうことを検討してください。
- F 委員 2つ質問があります。1つ目は、P.142 の 区民の役割についてというところですが、区民参加による街づくり推進条例には、どのような活用を考えていますか。
- 2つ目ですが、P.145 の一番下で人材登録制度の検討とありますが、区ではどのような人に登録して欲しいと考えていますか。また、どのぐらいの数の方を登録させたいと考えていますか。
- 事務局 1つ目のご質問ですが、街づくり推進条例のイメージとしては、P.146 をご覧ください。街づくり推進条例は、区民参加の中で、大きく分けて3つの流れを作っています。1つ目は、身近な地域の話し合いで、イメージとしては地区計画などです。高さ制限など住環境が良くなるように、地域の方が主体となって計画づくりができるような仕組みを作っています。ある程度の人数の方に集まって頂いた会の中に、専門家の派遣を行いながら勉強して頂き、地域の方と意見交換を進めながら、最終的には都市計画への提案まで行くことをイメージして作らせて頂いたものが、地域街づくり協議会という組織の流れとなっています。
- 2つ目は、同じような流れですが、区内全域にかかわるような問題、例えば景観など、こういったものを進めるための仕組みとして、区民街づくり協議会というのを作っています。こちらもしきりに話し合いはできないと思いますので、景観等に興味を持っている方と専門家による勉強会を進め、その考え方を地域の方に広めて頂き、まちづくりを進めていくことを考えています。
- 3つ目は、マンション等、民間企業が進める建築計画を地域に早めに出して頂き、そういった手続きをする場合にある程度時間を持って意見交換をして頂くという仕組みづくりです。
- また、2つ目のご質問にある P.145 の人材登録制度の検討ですが、こちらについては専門家の方にもご登録頂きたいと考えていますが、区民大学等を活用して、地域の中である程度知識を持っている方、強い興味を持っている一般の方の発掘もしたいと思っています。また、具体的な人数等は決めていません。他地区では専門家を含めて 100 名規模の登録事例もありますので、人数の上限は定めず、広く登録できる制度にしたいと考えています。
- F 委員 私としては、若い人にも参加して欲しいと思いますが、こういう取り組みをしても、結局は同じ人が入ることが多いように思います。
- また、P.143 まちづくり団体の横の連携を促進するため、その誘導役を行政に担って頂きたいと思っています。そういう考えを持っているので、「まちづくり組織相互のネットワーク化」という記述を入れて頂いたのはよかったと思います。

- G委員 平成 13 年に都市計画マスタープランが策定され、街づくり推進条例が平成 18 年にできたのですが、条例ができてから登録された活動団体というのはどのくらいあるのですか。
- 事務局 基本的には、活動団体という形のところまで上がったところはありません。具体的な検討を進めて頂いた大きなものとしては、西新小岩地域のスーパー堤防とまちづくりの取り組みで、NPOと地域が連携・協働されているものがあります。特に都市計画に繋がるような取り組みを支援させて頂きたいと考えていることから、こういった活動の構成に繋がるような推進支援という項目を作らせて頂き、提案させて頂きました。
- 委員長 今の点を含めて、今後どのように展開するかというのは大事なポイントであると思います。先ほどご説明頂いた街づくり条例の構成ですが、P.146 に手続きの流れと書いてあり、3つのまちづくり活動を条例で考えています。
- 1つ目は、地域街づくり協議会を中心としたもので、私たちのまちをどうしていくかというもの。
- 2つ目は、あるテーマに沿って、区全体のまちづくりを考えるもので、これが区民街づくり協議会というものです。
- 3つ目は、開発事業者との協議・連携によってよりよいまちづくりをしようというもので、役割としては行政が多くを担うものです。しかし、その下地となるのは、地域別構想であり、ここで決めたことをベースに開発が進むよう、事業者にも協力してもらうことが行政の役割であります。
- ただ、先ほどご指摘にあったように、地域街づくり協議会まで至った団体というのは、今のところありません。そういう状況を勘案しますと、先ほどF委員からご指摘があったような人材登録制度や、P.145の地域の育成・活用というのが非常に大事になってきます。1つは、学習の機会（区民大学等の活用など）であり、数ある区民大学のテーマの中で、まちづくりの講座の中では、条例をどう活用すべきかといった話も含めて、広く区民の方に学習する機会を提供し、そこを卒業した人でまちづくりをやりたい人などに人材登録制度に登録してもらい、その中から、区民街づくり協議会のようなものが、出来上がっていくのではないかと思います。
- 提案させて頂きたいのですが、そういった機運を高めていくため、もう少しまちづくりに特化した形で機会を作ることを検討して頂き、その卒業生を徐々に増やし、活用していくことで、この区民まちづくりという協議の土台が作られる。そうすることで、次の都市計画マスタープランの改定の際に、そうした人たちが積極的に区全体や我町をどうしたら良いか協議をする流れができる。そういう流れができていければよいと思います。
- もう1点、フォローアップに向けてというところで、P.147～8にあるように、（2）地域別構想のフォローアップのところ、地域別勉強会というのが出てくるのですが、これは単なる勉強会ではありません。地域街づくり協議会があれば、そういうところをフォローアップの窓口として考えていくようなあり方もあります。

全体のフォローアップについて、地域の代表などで構成するチェック機関を今後作りますとありますが、ここにも将来的には区民街づくり協議会のようなものができてくれば、そういうところから一般区民がかかわってくるあり方も出てくると思います。一般区民が進行管理にもかかわるような仕組みができていけばいいと思います。また、(3)にフォローアップ体制の構築とありますが、ここに条例に基づく街づくり協議会がフォローアップにも参加する仕組みになっていくことが大事だと思います。この辺を一度整理して頂き、条例の活性化・条例に基づいた区民のまちづくり活動の活発化が将来のフォローアップにも繋がるという循環ができると、二期目の見直しの時に、都市マスの目指すところがよりはっきりすると思います。

#### C 委員

人材育成の面で学習機会の提供、まちづくり学校のようなものは、東京理科大もできますので、大学とも連携しながら進めていければよいと思います。

まちづくりに若い人たちがかわっていくことは非常に大事ですし、子供たちも含めたまちづくりの担い手を育成していくことは非常に重要です。

そのため、人材育成という項目は、(1)情報の提供・共有化という項目の中ではなく、これ単体で独立して記述して頂きたいと思います。また、進行管理についてですが、区民への展示やフォーラムの開催などもその役割を担うと思います。この中では、区民団体や企業など、区内の様々な主体の取り組みを一同に発表していく。それによって、区民全体のまちづくりの機運が高まると思いますので、そういった具体的な事柄についても例示でよいので記述があればよいと思います。

街づくり推進条例については、区民がこの条例をどのように活用すればいいのか、注釈でもよいので記述をしたほうがよいと思います。この図より、先ほどの事務局の説明の方がわかりやすかったと思います。私が特に評価したいと思うのは、3つ目に挙げた、開発事業者との事前協議・協力の徹底です。計画ができて紛争が起こるのが通例ですので、業者もまちづくりの一員として、紛争から協議へ、そして地区計画などにいけるように、事前に協議の場を設けることはよい仕組みだと思います。こういった取り組みにおける初動期の支援について、もう少し明確に記述したほうがよいと思います。

#### H 委員

まず、表記についてなのですが、「街づくり」や「まちづくり」など、漢字と平仮名が並列になっています。混乱すると思いますので、表現について整理された方がよいと思います。

また、この図 5-1 を見ますと、こういった取り組みが全て法定の都市計画にすることが、まちづくり活動の目標のように見えてしまいます。今のお話の中で、こうした目的に沿ったような活動団体が立ち上がるのが遅れているとありましたが、必ずしも最終的な目標が法定の都市計画に反映されることではない取り組みについても、活動支援をするという態度を示すことも重要だと思います。例えば、福祉の団体であればこの道路が危険であるかなど、バリアフリーチェックをしていることもあるでしょう。こういった団体と連携すれば、有

益な情報を得ることができると思います。活動内容を限定せず、いろいろな活動団体があることは大事であるということを都市マスの中で示していけば、様々な活動団体が育っていくことに繋がるのではないかと思います。

I 委員 P.142 基本的考え方の(1)のパートナーシップについては、改定前の都市計画マスタープランのP.144にも記述がありますが、記述されている内容には違いがあります。最後の3行の部分で、今回の改定案では、「更に推進します」となっていますが、改定前では「仕組みづくりを進めます」となっています。私は、改定前の方が区の役割として相応しい内容になっていると考えます。区が推進主体というのであれば、協働にはならないと思いますので、表現を考えてください。

また、改定前には「協働のまちづくり」の絵があってわかりやすいが、今回は絵がなく表現が不足しており、これに関連する記述が前段になく、後段のP.146でこの言葉が出てくると、唐突に感じます。そのため、前段でもどこかで「協働のまちづくり」の説明をしておく必要があると思います。

委員長 ご指摘を踏まえて、表現について事務局で検討して頂きたいと思います。

J 委員 P.146の図5-1の街づくり推進条例手続きの流れですが、少し流れがわかりづらい気がします。欲張って両方入れたのがよくなかったのかもしれない。手続きの流れであるなら、右側の区民街づくり協議会のところを主体として、行政やコンサルタント、NPOなどの主体別に役割分担がわかるように整理した方がよいと思います。

また、地域まちづくりと区全体のまちづくりを併記すると整理しづらいと思います。また、このところは、文章と表があまり合っていないようにも思いますので、これは私の意見ですが、整理の仕方について事務局で検討して頂ければと思います。

D 委員 P.147(1)に全体構想のフォローアップという項目があり、モデル施策という項目があるのですが、それをチェックしてどうなるのかが見えてこないし、こういった取り組みを細かく進めていくことが、全体としてのフォローアップに繋がることがよくわからないと思います。

委員長 ご指摘の通り、モデル事業がうまくいくことと、葛飾区全体のまちづくりがうまくいくこととは関連しないこともあるかもしれません。フォローアップも何回か試行錯誤していくことになると思いますし、モデル施策の中身については、別途議論する機会がありますので、その場で議論させて頂ければと思います。

協働のまちづくりについてですが、条例制定後のこれからの推進の仕組みを再度整理して頂きたいと思います。それから、区民・民間・行政の役割とありま

すが、区民も多様化してきています。また、地域の自治会・町会組織だけでなく、NPOなどの様々な区民の組織や活動も多様化してきています。そのため、P.142 区民の役割というものも、もう少しこのような現代の趨勢を反映した書き方が必要かもしれません。10年先の将来を見据えながら、位置付けをする必要があるかと思います。

第5章については、全体的に再構成しながら、次回には、モデル施策についても出してもらえればと思います。別途作成予定の進行管理のプログラムをもう少し出して頂ければ議論も深まると思います。

K委員 障害者団体の代表として出席していますが、障害者は区民に助けられることが多いと思います。バリアフリー化は大きな問題ですが、障害者と言っても視覚・聴覚など種類によってバリアも違いますし、要望も変わってきます。区民の温かい目で見えながら、都市計画マスタープランに反映して頂ければと思います。例えば、手すりを丸いものにしてもらうことが、視覚障害者やその他の障害者にとっても、統一していただくありがたいです。

I委員 改定前の都市マスとの相違点について、P.7ですが、まちづくりの主要課題のところの2人口関連課題にあるコミュニケーションの課題のところについて、意見があります。改定前の都市マスではP.11になりますが、ここには「世代や地域を結ぶコミュニケーションの充実」とあります。しかし、改定案の都市マスでは、「人と人のふれあいによるコミュニケーションの充実」となっており、何の、誰のコミュニケーションなのか、不明瞭です。個人的には、今後の将来を見据えますと、コミュニティの再生・再構築が重要になってくると考えます。そのための人と人、情報と情報の繋がりが大事だと思いますので、そのような書き方をして頂ければよいかと思います。

委員長 旧都市マス策定後の社会の潮流としては、コミュニケーションが重視され情報通信等の技術が進歩した結果、むしろ、人と人がふれあう面と向かってのコミュニケーションが大事だという議論が、こういった書きかたに変わったと思われます。ただ、わかりやすい整理をする必要があると思います。また、旧マス策定後には、区の人口が増加傾向に転じたことから、マンション等の新規住民が増えましたので、人と人とのコミュニケーションが大事だということが強調されたという経緯だと思います。今頂いたご意見を踏まえまして、修正を考えたいと思います。



## 5. 承認等

## (1) パブリックコメント等の予定について

事務局より、これからの説明会、パブリックコメント、委員会等の予定について説明があった。

## (2) 素案をもってパブリックコメントを実施することについて

各委員に対し、事務局が本日の意見も含めて修正した素案の取りまとめを行い、この素案を元にパブリックコメントを行うことについて承認を求めた。

また、委員長より、取りまとめた素案については、手続き的に時間がないため、事務局と委員長、副委員長に一任して進めさせていただくことの承認を求めた。そこで、各委員に素案を郵送し、次回委員会までに意見等を頂くこととして、各委員からは、全会一致で了承を得た。

## 6. その他

## (1) 委員の交代について（葛飾区民生委員児童委員協議会代表）

次回委員会より、B委員に代わって新しい委員が就任することを説明した。

## (2) 次回策定委員会について

その他として、事務局より、次回の策定委員会の開催日程等について説明を行った。

## 【第7回策定委員会の開催日程】

日時：平成23年2月4日（金）午前10時から12時まで

場所：ウィメンズパル（多目的ホール）

## 6. 閉会

（以上）